

交通安全標語

止まります  
待ちます  
車のきれまで

## 充実する消費者行政

### 消費者の保護と啓発を目的に

#### 消費生活情報の提供と物価対策

昨秋以来の石油危機に端を発した物価の上昇あるいは物不足と言われる中で、「節約は美德」という言葉が復活し、又「新価格体系」という言葉からもうかがわれるように、あらゆる消費生活が展開されようとしています。一方合成殺菌剤AF2にみられるように私たちの暮らしを安全に保つための厳しさも同時に検討されなければなりません。

このような状況のもとで、市では従来の消費者啓発と消費者保護を目的とした消費者行政はもちろんで、生活関連物資の供給物価対策を目的とした消費者対策室を設置するなど、消費者行政の充実強化をより一層推し進めています。

そこで今回は市の消費者行政を紹介し、みなさんの消費生活に関する声がどのように行政に取り入れられ、反映されているかを説明しましょう。

#### 好評です

#### 消費生活教室

この消費生活教室は、市民のみなさんに消費生活に関するいろいろな情報を提供するとともに、日頃消費生活を送る上で生じる種々の問題について、それぞれの専門家を講師にまねき、お互いに意見を交換しながら学習する場です。

昭和四十五年に開校して以来開校校も十八を数え、受講者も延べ四千二百人に達しています。

テーマは、消費生活に関するものであれば経済問題から衣食住にいたるまで幅広く取り上げていますが、昨年度は物価の上昇を背景にして物価問題についての要望が多かったのにくらべ本年度は食生活の安全の確保が重要視される世相を反映して、食品の安全性についての要望が増えています。

なおこの教室には、消費生活に関する心のある方であれば誰でも参加でき、又二十名以上のグループをつくれれば教室を開くこともできます。

日々変化する消費生活に対処するため新しい知識や疑問を持ちやすい賢い消費者になるための学習の場として活用していただきたいと思います。参加ご希望の方は市商工課までご連絡下さい。



かしこい消費者になるために (種田地区消費生活教室)

#### 業者との対話の場 意見交換会

この消費者と業者の意見交換会は、毎日の消費生活の中で起こる問題を取り上げて、市民生活の方は市商工課までご連絡下さい。

#### おすすめようユニットプライシング

#### 消費生活懇談会でも強い要望

ますます増えていくパック商品(あらかじめ包装済みの商品)によると下図のように七五%の消費者が必要だと思っており、必要だと思わない人は三%にすぎません。

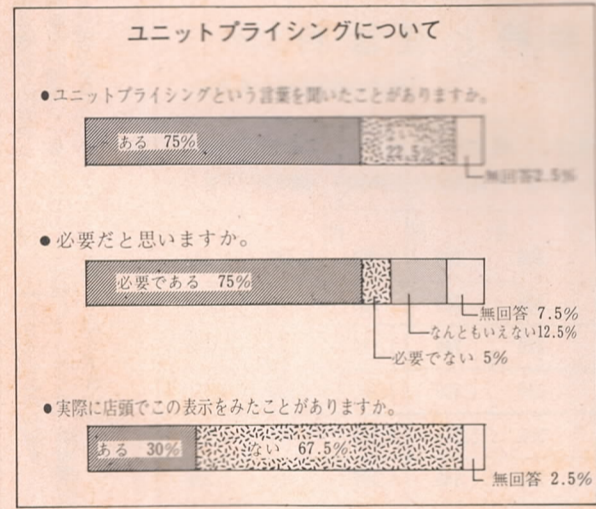
④ 巧妙な値上げが見られる  
市消費者モニターアンケートによると下図のように七五%の人がこの表示を必要だと思っており、実際に店頭でこの表示を見たことがある人は三〇%にすぎません。

又、同アンケートでは生鮮食品のパック商品を購入しない消費者の理由として「品質がたしかめられない」、「量がこちらのほしいものとちがう」、「商品管理がわるい」などがあげられています。このようにパック商品の品質に対する消費者の不信もつよく、製造月日や品質の正しい表示も併せて望みたいものです。

なおこのユニットプライシングにかかる業者の負担については消費者も理解して、これを普及させるために、すすんでユニットプライシングの実施店で買

ますます増えていくパック商品(あらかじめ包装済みの商品)によると下図のように七五%の消費者が必要だと思っており、必要だと思わない人は三%にすぎません。

① 正しい計量が徹底される  
② 高い安いがすぐわかる  
③ 容器の大きさにだまされない



#### 活躍しています 消費者モニター

消費者行政に消費者の声を反映させようと、今年も四十名の消費者モニターに委嘱しました。モニターの方には消費生活に関する意見や要望をのべていただくとともに、市が実施するアンケートに回答していただきます。

又、正しい量目で商品販売が行われているかを監視する目的で商品試買を行い、消費者と業者の相互の啓発につとめています。

この消費者モニターから出される意見は、日常の消費生活を通じて感じたこと、あるいは経験したことなどが主なものですが、その時々現状に即した、具体的な、又生活と密着した問題が多く、消費者行政を推進する上で貴重な意見となっています。

#### 「物価」に対する 苦情相談は

☎ 34 6145へ

(市消費者対策室)

#### ご利用下さい くらしのポスト

くらしのポストは、消費生活に関する苦情や相談を気軽に寄せていただくこと、去る五月に設置したものです。

このポストに寄せられた苦情相談に対しては消費者対策室が処理にあたっています。身のまわりのどんな小さな苦情でも結構です。お気づきの点がありましたらお気軽にご利用下さい。

ポストの設置場所は本庁玄関を入って右側の会計課前です。

#### 生活関連物資の価格を監視

#### あなたの買物の参考に

左の表は、小売価格実態調査(景とした狂乱物価は今年の二月が毎月一回調査した生活関連物資三十九品目の価格の推移を示したものです)。

昨秋以来の石油バニクを背景として、価格事前承認品目等の他に、価格事前承認品目等の動向調査や苦情処理直通電話などを通じて、生活関連物資の価格等の監視を常時行っています。

この数値は、調査対象三十五店舗の価格の単純平均を示します。あなたの買物の参考にしてください。

消費者対策室では、この調査

区分	食パン 1斤	小麦粉 1kg	即席 ラーメン	あじ 100g	牛肉 100g	豚肉 100g	鶏肉 100g	鶏卵 1コ	キャベツ 1kg	大根 1kg	りんご 1コ	豆腐 1丁	バター 225g	しょう油 (県外) 1.8ℓ	しょう油 (地場) 1.8ℓ	味噌 1kg	砂糖 1kg	食用油 450g	酢 500ml	ソース 360ml
2月	89	133	44	72	191	92	76	19.2	199	80	45	39	216	350	315	231	184	122	96	147
3月	89	127	42	78	181	91	82	17.3	144	79	47	38	214	353	355	230	179	132	93	144
4月	87	123	43	52	165	95	75	18.6	185	98	46	38	211	358	362	217	180	121	100	151
5月	87	123	42	48	177	95	79	17.0	40	64	53	38	215	356	355	217	177	118	94	152
6月	85	121	42	54	171	95	81	14.6	35	53	55	37	216	364	362	215	179	122	94	156
7月	87	121	42	67	179	99	82	15.9	37	107	52	37	214	366	370	222	189	135	93	157

区分	マヨネーズ 300g	ケチャップ 400g	化学調味料 90g	化粧石けん	合成洗剤 2.65kg	歯みがき 210g	パンティ ストッキング 1足	感冒薬	中華薬	カレーライス	クレープ ワイシャツ 白一枚	着火 レンタン 14コ	灯油 (店頭) 18ℓ	灯油 (配達) 18ℓ	プロパン (重量) 10kg	プロパン (体積) 10㎡	トイレペーパー 40-55m	ちり紙 700枚	台所用 洗剤 380cc
2月	139	152	139	46	580	184	161	230	175	197	87	793	380	429	1,293	2,753	214	195	
3月	136	160	140	47	575	181	161	230	174	194	88	798	380	424	1,297	2,610	207	195	
4月	141	161	139	45	570	195	165	242	176	199	87	804	380	420	1,291	2,624	194	191	109
5月	139	164	138	48	554	181	164	248	187	208	88	800	378	423	1,295	2,620	191	191	109
6月	145	164	138	49	560	191	157	254	187	208	88	807	502	563	1,296	2,646	188	186	110
7月	162	168	139	52	568	177	158	248	188	209	87	808	573	618	1,295	2,633	192	188	110

#### 生活関連物資の販売価格の推移

医療費の節約で国保を守る

火の車！ 国保の台所

医療費は5年間で2倍に

国民健康保険は突発的な病気やけがによって経済的な負担にみまわれたとき、お互いに助けあひ困難を分かちあうために平素から保険税を出し合い、さらに国が一部を負担し、医療費をまかなう目的で生まれた制度です。ところが医療費は年々増加の一途をたどり別表のように5年間で約2倍にのび国保財政を圧迫しています。

医療費は急上昇

急激に医療費が上昇した一つの理由は、国保では高齢者が多いため医療にかかると高率が高く、月平均四十九パーセントが受診しており、一人が年間五回から六回病気をし、一回に二日から三日間病(医)院通いをしてい

医療費は急上昇

万円になりました。なお現在中央医療協議会で、日本医師会は「二パーセント以上の医療費値上げを要望しており、早ければ十月から医療費が引き上げられそうです。

保険税は伸びが少い

このように医療費の増加に対して保険税は、新産都の二期計画の漁業補償も終り、また土地の売買による譲渡所得も安定しその上の減税政策のための税の伸びが鈍くなり、四十八年度では前年に比し八・一パーセントしか伸びず調定額が六億九千万円(一人当たり千五百五十円)

国保税伸び率

Table with 4 columns: 年度, 調定, 前年比, %

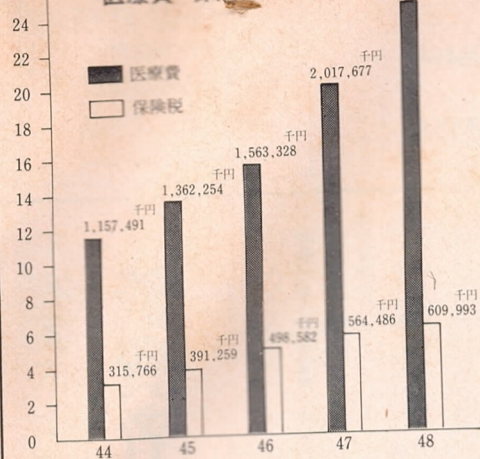
医療費の節約

それでは保険税を上げずこの危機を乗り越えるにはどうすればよいのでしょうか。

そのためには医療費を節約しその減少を図る以外にはありません。

では医療費を節約するためにどのような方法があるのか、三つの例をあげてみましょう。

医療費・保険税の推移



国民健康保険税の納期

Table with 2 columns: 納期, 月

本年度国保税きまる 老年人特別控除を新設

四十九年度の国民健康保険税がきまりました。

この保険税は前年の所得額、本年度固定資産税額および加入者数をもとに計算し年税額を決めます。

擬制世帯の計算

世帯主が他の社会保険に加入している世帯員のみ国保に加入して、世帯員を擬制世帯とします。

低所得者の計算

所得の少ない人は均等割と平割に合し、その分だけ税が減ります。

国民健康保険税の計算方法及び税率

Table with 2 columns: 項目, 計算式

納税相談日

Table with 2 columns: 地区名, 相談期間

納税相談

国民健康保険税の本算定の結果は八月二十日頃にお手許へお届けします。

保険税の計算方法

Insurance calculation example with formulas and tables for income and asset tax.

診察料と往診料

Table with 2 columns: 項目, 料金

病気を併発して本人も苦しむ医療費の負担を軽くするために、国民健康保険の理想に近づけるよう努力を続けています。

こんなときは必ず届出を

Checklist for insurance notification with categories like death, relocation, and family changes.

# 移動図書館発車オーライ

## 名前は「そよかぜ1号」に

大分市移動図書館がいよいよ八月中旬から動き始めます。現在、大分市には県立図書館がひとつあるだけで、郊外の人たちはなかなか利用しにくい状態です。このため各方面から、三十分都市大分市に市立図書館の建設を」という声があがり、市立図書館建設の前段階として、まず移動図書館を始めるわけです。

移動図書館は二十六人乗りマツダのバスを改装したもので、子どもからおとなまでの方が楽しめるように一般教養書、文学書、実用書などの新刊本約千五百冊を積載しています。

また、この移動図書館は車の外側と内側から図書を選べる両側書架方式を採用し、市民の方々が利用しやすいようにしています。

巡回場所は現在のところ、公民館や各地区の読書グループなど四十五カ所ですが、蔵書が増えるにつれて、巡回場所も多くなっていく計画です。

移動図書館は巡回場所をプロックにつけて、各プロックをそれぞれ毎月一回巡回して図書を出しします。

貸出しにはセット方式（あらかじめ図書を貸す方法で、一セットが一般教養書一千冊、文学書三百冊）と自由貸書方式（図書の中から自由に選ぶ方式）があり、原則として自由貸書方式です。

自由貸書方式では市民一人が二冊までを借りられます。蔵書数が増えるまで一人一冊の制限があります。

市民の皆さん、おおいにこの移動図書館を利用してください。なお、移動図書館についての



**総合交通規制を実施 バス専用レーン等を設置**

「安全に住みよい近代都市をつくらう」と、警察が三年計画で行う大分市の総合交通規制がいよいよ実施されます。

総合交通規制は交通事故防止や渋滞、大気汚染、騒音、振動などの交通公害の解消をねらいとして行われるもので、今回実施されるのはこの第一次分です。

今回の規制では昭和通り、中央通り、若松通りがバス専用レーンとなるほか、若松通りが歩行者専用道路となります。また市街地の幹線道路での右折、横断が禁止になります。

実施時期は規制場所それぞれ別の道路標識を設置した時からです。ただし、昭和通り、中央通り、若松通りは、幹線道路の右折禁止、中央通り、若松通りについては八月二十日の県民交通安全日から実施する予定です。

この総合交通規制が円滑に実施されるには、何をいっても市民のみなさん方のご理解と協力がなくてはできません。

市民の皆さん、皆さんの力で安全に住みよい大分市にしようではありませんか。

第一次分の交通規制は下の表のとおりです。

ご意見、ご要望は市教育委員会 社会教育課（電話〇一〇一四四）へお寄せください。

**移動図書館の名前が決まる**

移動図書館の名前を募集していったところ、市民の方々から多数応募がありました。いろいろ検討した結果、御幸町の宮内子（九歳）、東生町の山田玲子（十六歳）、片島の津末英子（五十歳）の三名の方々から応募があった「そよかぜ1号」に決定しました。多数の応募ありがとうございました。

**田畑を耕作する目的で**

売買するにはどのような手続きが必要ですか。

**問** 権利取得後の耕作事業が草花等の栽培で農的用途を要する場合は、農地法第40条第2項の規定により、農地法の許可申請書を提出し、その許可を得る必要があります。

**問** 権利取得後、耕作する農地は、耕作する農地として扱われますか。

**問** 耕作する農地は、耕作する農地として扱われますか。

**問** 耕作する農地は、耕作する農地として扱われますか。

### 市民のコーナー

## 農地法のあらまし

農地法は、農地を耕作する農地として、その権利取得後、耕作する農地として扱われますか。

農地法の目的は、農地を耕作する農地として、その権利取得後、耕作する農地として扱われますか。

農地法の対象となるのは、耕作する農地として、その権利取得後、耕作する農地として扱われますか。

農地法の規制は、耕作する農地として、その権利取得後、耕作する農地として扱われますか。

# 都市総合交通規制第一次分

規制種別	道路名	区間または箇所	延長m	備考
歩行者専用道路	市道 長浜池田線	府内線 大手通り(宮松通り)	300	12時~24時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く

### 大分警察署分

規制種別	道路名	区間または箇所	延長m	備考
歩行者専用道路	市道 長浜池田線	府内線 大手通り(宮松通り)	300	12時~24時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く
歩行者専用道路	市道 中島六条線	府内線 中島小南側通り	250	7時30分~17時 許可車(軽自動車)を除く

# 都市計画税

この税は文化、生活、福利厚生に役立つ都市計画区域のうち、市街化区域に指定されている土地や家屋に課税されます。

課税標準は、土地や家屋の価額に税率を乗じた額です。市街化区域に指定されている土地や家屋の価額は、昭和三十八年度の価格がそのまますべて課税標準となります。

なお、昭和三十八年度の価格がそのまますべて課税標準とならずに、昭和三十八年度の価格より、昭和三十八年度の価格がそのまますべて課税標準となる場合があります。

昭和三十八年度の価格がそのまますべて課税標準とならずに、昭和三十八年度の価格より、昭和三十八年度の価格がそのまますべて課税標準となる場合があります。

## 税金ア・ラ・カルト

「問」 どうして市街化区域の土地や家屋に課税されるのですか。

「答」 この税は固定資産税と同様に、昭和三十八年度に市街化区域内に土地や家屋を所有している人にかかるもので、4月、7月、9月、12月のそれぞれ末日に納付していただくことになります。

「問」 徴収の方法などはどうなるのですか。

「答」 この税は固定資産税と同様に、昭和三十八年度に市街化区域内に土地や家屋を所有している人にかかるもので、4月、7月、9月、12月のそれぞれ末日に納付していただくことになります。

## 特別土地保有税(取得分)の申告納付は8月末日まで

昭和48年7月1日から49年6月30日までの間に、合計面積が5千平方メートル以上の土地を取得した方は、49年8月末日までに特別土地保有税を申告納付して下さい。

申告納付は、特別土地保有税の取得分であり、前回の申告納付とは関係ありません。申告納付は、特別土地保有税の取得分であり、前回の申告納付とは関係ありません。

申告納付は、特別土地保有税の取得分であり、前回の申告納付とは関係ありません。申告納付は、特別土地保有税の取得分であり、前回の申告納付とは関係ありません。

## 今月の納税

市民健康保険税 第3期分

市民健康保険税 第2期分

国民健康保険税 第3期分

